

議案第12号

大田原市子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例の制定について
大田原市子ども医療費助成に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市こども医療費助成に関する条例

大田原市こども医療費助成に関する条例（昭和47年条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「こども」とは、出生した日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）をいう。

6 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はその他の者をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当するこども（以下「対象のこども」という。）の保護者であって市長が交付するこども医療費受給資格者証を有するものとする。

- (1) 大田原市の区域内に住所を有するこども（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属するこどもは除く。）
- (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により大田原市が行う国民健康保険の被保険者となるこども

2 前項の規定にかかわらず、大田原市の区域内に住所を有する保護者が監護するこども

が、大田原市の区域外に住所を有する場合においては、当該こどもの住所地を管轄する市町村（特別区を含む。）において医療費助成の対象である場合を除き、当該こどもを対象のこどもとし、その保護者を助成対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、大田原市の区域外に住所を有する保護者は助成対象外とする。

（助成）

第4条 市長は、対象のこどもが医療機関等で保険給付を受けた場合、その保険給付に係る一部負担金等の額から薬局を除く医療機関等の診療報酬明細書ごとに500円（一部負担等の額が500円に満たない場合は、その満たない額）を控除した額を助成対象者に助成するものとする。ただし、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある対象のこどもは、一部負担金等の額を助成するものとする。

2 次の各号に掲げる対象のこどもが当該各号に定める医療機関等で保険給付を受けた場合、市長は医療機関等の請求に基づいて、一部負担金等の額を支払うことによって、助成対象者への助成があったものとする。

(1) 出生した日から3歳に達する月の末日までの間にある対象の者 県内の医療機関等

(2) 3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある対象の者 市内、那須塩原市内又は那須町内の医療機関等

3 前項の規定以外による助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払ったときは、市長は、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等相当額を助成対象者に助成することができる。

（申請期間）

第5条 前条の規定による申請は、対象のこどもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日までに医療機関等で保険給付を受けた場合は、改正前の大田原市こども医療費助成に関する条例（昭和47年条例第4号）の規定を適用する。